

議事（２）令和５年度予算に係る新規事業等について

高校生等医療費助成制度について

茂原市では、中学校卒業までの子どもが病気やけがなどで医療機関を受診した際に医療費を助成する「子ども医療費助成制度」に加え、子育て世帯の負担を軽減するため、令和５年４月から、対象年齢を高校生相当年齢まで拡大した「高校生等医療費助成制度」を実施しています。

- ・令和５年度事業費 18,441 千円

１．助成対象者

茂原市に住民登録がある高校生相当年齢の方

（１５歳になった後の最初の４月１日から、１８歳になった日以降の最初の３月３１日まで）

※保護者の扶養から外れた場合や婚姻した場合は対象外

２．対象医療費

健康保険が適用される医療費（医科・歯科・調剤など）

【対象外】

- ・保険適用外のもの（健康診断、予防接種、文書料、差額ベッド代等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるもの（学校管理下でのけが等）
- ・交通事故などの第三者行為によるもので、損害賠償等を受けられる場合
- ・夜間における救急医療機関及び各医療機関における診療時間外の医療費（休日・在宅当番医を含む）

３．自己負担額

世帯区分	入院	通院	調剤
住民税所得割課税世帯	１日 300 円	１回 300 円	無料
住民税所得割額非課税世帯	無料	無料	無料

４．助成額・助成方法

- ・助成額は３割負担の医療費から自己負担額を差し引いた額
- ・医療機関で医療費をいったん支払い、市に申請することで助成額が口座に振り込まれます

５．月額上限額の導入

持病等で月に何回も通院する場合や長期入院の負担軽減のため、令和５年８月診療分から、月額上限を導入します。

これにより、１人の子どもが１つの医療機関について、月毎に入院１１日、通院６回以降は自己負担額が無料になります。